【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】 申請した内容に変更があったときの届出

1 届出が必要な場合

法人の名称、法人又は個人事業主の代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事の工種、主任電気工事士の氏名及び資格などに変更があったときは、鳥取県知事への届出が必要です。

※相続等に伴う個人事業主の代表者の交代や法人化の場合は、ここに示す「変更届」ではなく、「承継届」が必要です。(「承継」の項目をご参照ください。)

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録事項等変更届出書	1	※押印は不要です。
手数料の支払後に受け取っ	1	支払場所で受け取った「控1」のレシートを申請
た「控1」の印字があるレ		書の裏側に貼り付けてください。
シート		(詳細は下記3を参照)
<u>※無料の場合は不要</u>		※登録事項以外の変更の場合は無料のため不要
添付書類(変更内容を証明	1	○法人の名称の変更
する書類)		登記事項証明書(法人登記簿謄本)
		○個人事業主である代表者の氏名の変更
		(結婚等による改姓など)
		変更後の氏名が記載された住民票や戸籍抄本など
		○法人の代表者の変更
		変更後の代表者による誓約書(※)
		登記事項証明書(法人登記簿謄本)
		○事業所の所在地の変更
		法人:登記事項証明書(法人登記簿謄本)
		個人:新所在地の周辺地図(様式不問)
		○電気工事の工種の変更
		備付器具調書(※)
		※主任電気工事士が第二種電気工事士である事業者が自家用
		電気工作物を追加する場合は、主任電気工事士を第一種電気
		工事士又は認定電気工事従事者に変更する必要があります。
		(この変更に係る届出も同時に必要となります。)
		○主任電気工事士の氏名及び資格の変更
		変更後の主任電気工事士による誓約書(※)
		主任電気工事士の雇用証明書(※)
		(主任電気工事士が代表者の場合は不要)
		主任電気工事士実務経験証明書(※)
		(主任電気工事士が第二種電気工事士の場合のみ)
		電気工事士免状の写し(※)
		(第一種電気工事士の場合は受講履歴欄も貼付)・〇
		支店となる営業所の開設又は閉鎖
		開設の場合は設置する主任電気工事士(他支店との兼
		務不可)に関する書類を添付(<mark>県外開設は要相談)</mark>

【注1】※印のある添付書類の様式は、「新規登録」の項目で示していますので、ご参照ください。

【注2】県外に営業所を新設する場合は、登録する行政庁が鳥取県から国に変更となり、国に新規の登録申請をした後、鳥取県に「登録行政庁変更届」の提出が必要となりますので、手続前にご相談ください。

3 手数料

変更の内容	手数料
① 登録証の記載事項の変更	
法人の名称、個人事業主である代表者の氏名、事業所の所在地、電気工事	2, 200円
の種類を変更しようとするとき	(※)
→届出書に記入後、下記の注意事項を参照の上、手数料を支払い	
② 上記以外の変更 (登録事項以外の変更)	
法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格を変更しようとする	無料
とき	無作
→届出書に記入後、そのまま届出先に郵送または持参	

※①の場合の手数料の支払時の注意事項

- ○申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。
- ○バーコード付き申請書は、**県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロード**できます。
- ○バーコードが印刷された申請書を<u>次の県機関の支払場所(営業時間:平日午前9時~午後5時)に提示して</u> 現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店(鳥取市東町一丁目220)

中部総合事務所 2号館1階 倉吉食品衛生協会(倉吉市東巌城町2)

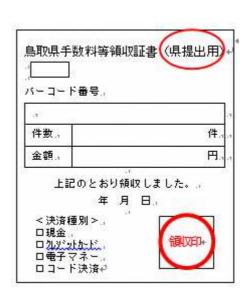
西部総合事務所 2号館A棟1階 米子食品衛生協会(米子市糀町一丁目160)

〇納付後に受け取った 「控1」の印字があるレシート(例1)を申請書の裏面に貼り付けてください。(レジ 故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書(例2)を貼り付け)

〈例 2 〉



〈例1〉



<注意事項>

- ・その年度に発行された申請書はその年度内(3月31日まで)しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用ください。
- ・令和3年9月30日を以て鳥取県収入証紙の販売は終了させていただきました。
- ・お手元に残った県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。(アドレス) https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm

(電話) 0857-26-7437

4 提出期限

届出事項に変更があった後、30日以内に提出してください。

5 届出の方法

届出に必要な書類を、次の届出先に郵送または持参してください。 (郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。)

鳥取県危機管理部消防防災課

 $\mp 680 - 8570$

鳥取市東町一丁目271番地

電話 0857-26-7063

6 参考法令

第10条第1項、第32条第2号



予算主務課:消防防災課

電話番号:0857-26-7063

※手数料の額

①法人の名称、個人事業主の氏名、事業所の所在地、電気工事の種類の変更

2,200円→記入後、本書を下記支払場所に提示

②法人の代表者の氏名、主任電気工事士の氏名及び資格の変更

無料→記入後、そのまま届出先に提出

※上記①の支払場所(営業時間:平日 9:00~17:00)

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店

中部総合事務所 2号館1階 倉吉食品衛生協会 西部総合事務所 2号館A棟1階 米子食品衛生協会

→ 「控1」の印字があるレシートを裏面に貼り付け

×整 理 番 号				
×受理年月日	年	月	日	

登録事項等変更届出書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業者の登録事項について変更がありましたので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第10条第 1項の規定により、登録証を添えて次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 鳥取県知事登録第

号

2 変更事項の内容

交叉于只O/F11 11			
従前の内容	変更後の内容		

3 変更の年月日

年 月 日

4 変更の理由